

早稲田大学インクルーシブ教育学会 ニュースレター

2022年度(令和4年度) No.5

子どもを守る支援者に ～ 法規に支えられた確かな実践のために ～

第5回研修会では、日本の教育制度にご専門の坂田仰先生に、教育に関わる様々な法律についてお話し頂きました。法律というと少し遠い存在のように感じてしまうこともあるかもしれませんが、高等学校教諭も経験されている坂田先生は現場の先生方にとっても身近な事例もご紹介くださり、講演会後のグループ討議も大変な盛り上がりでした。

「経験だけに頼った対応をしていませんか」

かつては学校や教員が積み重ねてきた経験を基に、愛と情熱で児童生徒の指導にあたっている時代がありました。しかし今はいじめ防止対策推進法や障害者差別解消法など多くの法律が整備され、日本全国どの学校でも同じ基準（法律）に基づいた対応が求められるようになっていきます。更に、これまで私立校では合理的配慮の提供が努力義務とされてきた障害者差別解消法も2021年5月に改正され、公布の日から3年以内に私立校でも義務化されることが決まりました。保護者からは当然これらの法律に即した要求が増えていますが、学校側の理解が追い付いておらず、対応が後手にまわってしまうケースもあるそうです。

講演では具体的な裁判事例をご紹介頂きながら、学校や教員が法規に対して今まで以上によく理解した上で対応することが求められている時代背景をお話し頂きました。



「インクルーシブ教育は絶対的な価値なのか」

日本が2014年に障害者の権利に関する条約に批准して以降、“インクルーシブ教育”や“合理的配慮”といった言葉が、少しずつですが社会に浸透してきました。インクルーシブ社会の構築に向けて前進しているようにも見えますが、その足並みは一律に同じ方向を向いているのでしょうか。

近年の裁判事例を見ると、インクルーシブ教育の捉え方や考え方は様々であることがわかります。そして保護者と教員間のみならず、教育委員会、学校経営者、保護者同士、教員同士など、それぞれの立場から生まれる多様な価値観が学校を舞台に衝突し、トラブルへと発展しているケースが後を絶ちません。学校教育に関わる私たちは、予定調和を期待せず、数多くの事例を想定して学校方針や対応策の事前説明を日頃から積み重ねること、そして保護者から要望があればしっかりと話し合いの場をもってどのような対応が可能かを調整していく力が求められています。

「このような場面で、先生たちならどうしますか」

研修会の後半に開かれたグループ討議では、坂田先生からご提示頂いた演習用の事例について話し合いました。権利と権利、異なる法律と法律が学校を舞台にぶつかり合うような場面に立った時、私たちはどのような対応がとれるのか。また、それを未然に防ぐためにはどのような方策がとれるのか。グループ討議中には「まさに似たような事例が勤務校であって…」といった声もあがり、熱心な議論が交わされました。



ご参加頂いた皆様からの感想《一部抜粋》

日々の学校での対応の中で悩んでいる事について、法的視点で考えるきっかけになりました。ありがとうございました。

今回初めて参加させて頂きました。坂田先生のお話しは、現在の学校現場において大変重要であり喫緊の課題になっていることへの対応のヒントになりました。しっかりと舵取りをしていきたいと思えます。

具体的な事案や法規に支えられた実践ということをいつも頭の片隅に置いて頑張ろうと思います。相反する二つの法という構図が新鮮でした。保護者と本人との合意のもとで調整した合理的配慮について個別の教育支援計画に明記するとともに、事前の説明と同意を得ていく危機管理について勤務校でも共有したいと思えました。

「権利」と「権利」が衝突しており、「ブレンドの比率」があるということが衝撃的でした。今日は、ありがとうございました。また、このような講座を受けたいです。

後半に、ブレイクアウトルームで討議するチャンスもあり、事例について具体的に検討することができました。坂田先生から、対立する裁判事例など、非常に重要な視点をいただくことができました。有難うございました。

第6回研修会は、神戸大学大学院准教授の赤木和重氏を講師にお招きして
日本のインクルーシブ教育の在り方 ～アメリカの小さな異年齢学校を通して～
というテーマで勉強していきます。たくさんのご参加をお待ちしています。

日時：2023年1月8日（日）9：00～12：00